

一般社団法人 立山町観光協会
旅行条件書
(国内募集型企画旅行)

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、一般社団法人立山町観光協会(以下「当協会」という。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という。)を締結することになります。
- (2) 当協会はお客様が当協会の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けま
- (3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」という。)及び当協会の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 店頭にてお申し込みの場合、当協会の定めた必要事項を記入した申込書の提出とお申込金のお支払いが必要です。
- (2) 電話、郵便及びファクシミリ話その他の通信手段にてご予約の場合、当協会が予約を受諾した翌日から起算して3日以内にお申込金のお支払いが必要です。
- (3) 当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに契約は成立します。お申込金は、旅行代金又は取消料もしくは違約料のそれぞれ一部として取扱います。

●お申込金

旅行代金	1万 円未 満	1万 円以 上	3万 円以 上	6万 円以 上	10 万 円 以 上
申込金	3,000円 から	6,000円 から	10,000円 から	20,000円 から	旅行代金の20% から
	旅行代金 まで	旅行代金 まで	旅行代金 まで	旅行代金 まで	旅行代金 まで

4. お申し込み条件

- (1) 参加にあたって、特別の条件を定めた旅行については、お客様の性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (2) 身体に障害をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方などで特別な配慮を必要とする方は、旅行の申込時にお申し出

ください。この場合、当協会は可能な範囲内でこれに応じますが、お客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。また、必要に応じて同伴者の同行などを条件とさせていただきますか、コースの一部内容を変更させていただきますか、ご参加をお断りさせていただきます場合があります。

(3) 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当協会が判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。

5. 最終旅行日程表のお渡し

確定した旅行日程、運送若しくは宿泊機関名が記載された最終旅行日程表は、旅行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みされた場合は、旅行開始当日に交付することがあります。なお、期日前であっても、お問い合わせいただければ、手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、当協会が別に定める日までにお支払いいただきます。取消料、違約料及び追加料金が発生した場合は、それをお支払いいただくことがあります。

7. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃、宿泊費、食事代、体験料、ガイド料、消費税等諸税の他、パンフレット等に旅行代金に含まれるものとして明示されたもの及び旅行業務取扱料金が含まれています。当該費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

前項に記載されていないものは含まれません。例えば、超過手荷物料金、空港施設使用料、運送機関が課す付加運賃・料金、クリーニング、電話代等の個人的性質の諸費用・税等、自由行動時に要する費用、集合解散地までの交通費・宿泊費は含まれません。

9. 旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当協会は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明いたします。また、その変更に伴い、旅行代金を変更することがあります。
- (2) 著しい経済情勢の変動により、通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

10. 取消料(お客様による旅行契約の解除)

(1) お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

す。但し、パンフレット・ホームページ等の案内書面において別に定めがある場合は、その定めによる額を取消料としてお支払いいただきます。

区分	取消料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(ロからホまでに掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く)	旅行代金の30%
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
ニ 旅行開始当日に解除する場合	旅行代金の50%
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(2) お客様は、次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- イ 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき
- ロ 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改訂によって旅行代金が増額されたとき
- ハ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
- ニ 当協会が最終旅行日程表を表記の日までに交付しないとき
- ホ 当協会の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

11. 当協会による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1) 当協会は、次に掲げる場合において、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります(一部例示)。
- イ お客様が、申込条件を満たしていないことが判明したとき。
- ロ お客様が、病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ハ お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- ニ お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ホ お客様の数が、パンフレット等に記載する最少催行人員に達しなかったとき。
- ヘ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (2) お客様が、当協会が別に定める日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当協会に対し、前項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (3) 当協会は、最少催行人員に達しなかったことにより旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については、3日

目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様にお知らせします。

12. 当協会による旅行契約の解除(旅行開始後)

- (1) 当協会は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります(一部例示)。
- イ お客様が、病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - ロ お客様が、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当協会の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ハ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 当協会が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料等の支払いが必要な場合はお客様の負担とします。この場合、当協会は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当協会が当該旅行サービス提供者に支払う取消料・違約料等の費用を差し引いて払い戻しいたします。
- (3) 当協会が旅行開始後に旅行契約を解除したときは、当協会とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当協会の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

13. 旅行代金の払い戻し

当協会は、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつてはパンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

14. 旅程管理等

当協会は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努めます。お客様は、旅行開始後旅行終了までの間に、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当協会の指示に従わなければなりません。

15. 当協会の責任

- (1) 当協会は、旅行契約の履行に当たって、当協会が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当協会は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当協会は、手荷物について生じた第1号の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、14日以内に当協会に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当協会に故意又は重大な過失がある場合を除き

ます。)として賠償します。

16. 特別補償

当協会は、当協会の責任が生ずるかどうかを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行の部)別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。ただし、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山、スカイダイビング、スキューバダイビング・パラセーデル搭乗その他これらに類する危険な運動等によるものであるときは、当協会は補償金及び見舞金を支払いません。

17. 旅程保証

当協会は、下表に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、お客様の生命又は身体の安全確保のために必要な措置を除く。)は、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

18. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときは、お客様から損害の賠償を申し受けます。

19. 国内旅行保険への加入について

当協会は、当協会の旅行業約款により、お客様が募集型企画旅行参加中に被ら

れた損害については一定の範囲で補償させていただきますが、より一層安心してご旅行いただくため、お客様自身でも旅行傷害保険に加入されることをお勧めいたします。

20. 個人情報の取り扱いについて

当協会は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきま。また、当協会は各種企画のご案内、統計資料の作成、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用していただくことがあります。

<お問い合わせ先>(旅行企画・実施)

一般社団法人 立山町観光協会
 (富山県知事登録旅行業第地域一6号、
 (一社)全国旅行業協会正会員)
 TEL : 076-462-1001
 FAX : 076-463-6611
 E-mail : tateyamakk@hyper.ocn.ne.jp
 所在地 : 〒930-0292
 富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地
 (立山町役場内)
 営業時間 : 8:30-12:00、13:00-17:15
 (土日祝及び年末年始は休み)
 総合旅行業務取扱管理者 : 金尾公詳